

兵庫県公報

平成21年12月22日 火曜日 第 2144 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定(社会援護課).....	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止の届出(同).....	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定(同).....	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更及び廃止の届出(同).....	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の指定(同).....	5
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の名称等の変更の届出(同).....	5
○土地改良区役員の退任及び就任の届出(農地整備課).....	5
○土地改良区役員の定款の変更認可(同).....	7
○町営換地計画認可申請に係る決定及び換地計画書の縦覧(同).....	7
○土地改良事業の工事完了の届出(同).....	7
○県営土地改良事業の工事の完了(同).....	8
○道路の区域の変更及び供用開始(道路保全課).....	9
○公有水面埋立工事のしゅん功認可(港湾課).....	9
○道路の位置指定(建築指導課).....	10
公 告	
○大規模小売店舗の新設に関する届出(都市計画課).....	10
○大規模小売店舗の変更に関する届出(丹波県民局).....	11
○大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要(都市計画課).....	13
公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者講習の実施.....	14

告 示

兵庫県告示第1252号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

平成21年12月22日

兵庫県知事 井戸敏三

指定医療機関

名 称	所在地	開設者	指定年月日
フタツカ薬局西新町	明石市大道町2-3-1-102	株式会社大新堂	平成21年11月1日
チトセ薬局芦屋店	芦屋市東山町15-12 1F	いぶきファーマシー株式会社	同 年9月1日
吉崎歯科医院	同 市西芦屋町4-10	吉崎 信也	同 年10月1日

小野レディースクリニック	同 市清水町2-8	医療法人社団小野レディースクリニック	同 月19日
医療法人社団研成会杉井歯科	同 市岩園町1-7ロイヤルパーク芦屋3F	医療法人社団研成会	同 月30日
にしわき消化器内科・外科クリニック	同 市浜町9-9	西 脇 学	平成21年11月1日
やすらぎ薬局伊丹店	伊丹市宮ノ前1-4-6伊丹みやのまち3号館1F	株式会社アビメディカル	同 年10月1日
やまだ歯科	同 市鴻池3-4-3グランヴェルデ鴻池1-B	山 田 道 生	同 月16日
ふじおか腎泌尿器科クリニック	加古川市加古川町篠原町111医療ビルおいしゃさん201	藤 岡 一	同 月1日
兵庫県立加古川医療センター	同 市神野町神野203	兵庫県	平成21年11月1日
たんぼぼ薬局加古川店	同 市神野町神野204-78	たんぼぼ薬局株式会社	同
かもめドライブスルー薬局	同 市神野町神野183-4	トライアドウエスト株式会社	同
こうめ薬局	たつの市御津町釜屋149-10	有限会社ティーズカンパニー	同
株式会社タカラ薬局	宝塚市南口1-8-29	株式会社タカラ薬局	平成21年10月1日
高砂訪問看護ステーションきらめき	高砂市中筋1-10-41	医療法人沖繩徳洲会	同
サン薬局	同 市高砂町北本町1132-2	有限会社サンメディカル	平成21年11月1日
明治屋薬局	丹波市青垣町佐治6-1	有限会社メイヤク	同 年9月28日
わく歯科医院	同 市氷上町成松460-1	医療法人社団わく歯科医院	同 年11月1日
木村眼科医院	朝来市和田山町和田山232	龍 田 耕 作	同 月1日
プリエ調剤薬局	加古郡播磨町北本荘7-1-15	メグコーポレート株式会社	平成21年12月1日



兵庫県告示第1253号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。

平成21年12月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

廃止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	開設者	廃止年月日
フタツカ薬局西新町	明石市大道町2-2-32	株式会社大新堂	平成21年10月31日

吉崎歯科医院	芦屋市西芦屋町4-10	吉 崎 久 也	同 年9月25日
やまだ歯科	伊丹市鴻池3-4-3 グランヴェルデ鴻池 1-B	山 田 由美子	平成18年12月31日
兵庫県立加古川病院	加古川市加古川町粟津770	兵庫県	平成21年10月31日
たんぼぼ薬局加古川店	同 市加古川町粟津字西代767-1	たんぼぼ薬局株式会社	同
有限会社タカラ薬局	宝塚市南口1-8-29	有限会社タカラ薬局	平成21年9月30日
サン薬局	高砂市高砂町北本町1128	有限会社サンメディカル	同 年10月31日
明治屋薬局	丹波市青垣町佐治556	足 立 義 雄	同 年9月27日
わく歯科医院	同 市氷上町成松460-1	和 久 雅 彦	同 年10月31日



兵庫県告示第1254号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

平成21年12月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定介護機関

名 称	所在地	開設者	サービス種類	指定年月日
小屋歯科医院	伊丹市中央6-1-9岡ビル 2F	小 屋 経 寛	居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管 理指導	平成21年5月21日
医療法人社団星晶会星 優クリニック	同 市桜ヶ丘1-3-23	医療法人社団星晶会	通所リハビリテーシ ョン、介護予防通所 リハビリテーション	同 年9月1日
やすらぎ薬局伊丹店	同 市宮ノ前1-4-6伊丹 みやのまち3号館1F	株式会社アビメディカ ル	居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管 理指導	同 年10月1日
あじさい居宅介護支援 センター伊丹	同 市車塚1-5-103	有限会社ライフジャパ ン伊丹	特定福祉用具販売	同 月7日
豊岡愛の園デイサービ スセンター	豊岡市千代田町9-9	社会福祉法人ぶどうの 枝福祉会	通所介護、介護予防 通所介護	同 月1日
デイサービスセンター はっぴいあかり	加古川市山手1-19-4	社会福祉法人あかり福 祉会	介護予防通所介護	平成21年9月1日
船原歯科医院	同 市加古川町寺家町129	福 地 康 孝	居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管 理指導	同 年10月1日

サクラ	宝塚市南口1-10-29	株式会社志光	訪問介護、介護予防 訪問介護	同 年4月1日
レオ・ケアステーション	三木市志染町広野1-21	株式会社レオ・ソリューションズ	訪問介護、介護予防 訪問介護	同 年10月10日
風蘭居宅介護支援センター	同 市緑が丘町本町1-2-2 押部建興ビル203	株式会社風蘭エンライ トメント	居宅介護支援	同 年11月1日
デイサービスセンター あゆみ	丹波市氷上町上新庄1125-2	株式会社なごみ	通所介護、介護予防 通所介護	同 月2日
まどか園ヘルパーステーション	宍粟市一宮町福知1030-1	社会福祉法人正久福祉 会	訪問介護、介護予防 訪問介護	平成21年4月1日
まどか園ショートステイ	同 上	同 上	短期入所生活介護、 介護予防短期入所生 活介護	同
デイサービス上郡の家	赤穂郡上郡町山野里2100-1	株式会社C o c o N a g o m i	通所介護、介護予防 通所介護	平成21年11月1日



兵庫県告示第1255号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

平成21年12月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
ダスキンヘルスレント東加古川ステーション	加古川市加古川町木村690-1	事業所名称	ヘルスレント東加古川ステーション	ダスキンヘルスレント東加古川ステーション	平成21年11月1日
未来ホーム・ヘルパー	川西市大和西1-5-3	同 上	あすなるホーム・ヘルパー	未来ホーム・ヘルパー	同
未来レンタル・ケア	同 上	同 上	あすなるレンタル・ケア	未来レンタル・ケア	同
未来ケア・プラン	同 上	同 上	あすなるケア・プラン	未来ケア・プラン	同
まどか園デイサービスセンター	宍粟市一宮町福知1030-1	同 上	まどか園	まどか園デイサービスセンター	平成21年4月1日

2 廃止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	サービス種類	廃止年月日

株式会社オンコー居宅 介護支援事業所	芦屋市陽光町3-31	株式会社オンコー	居宅介護支援	平成21年3月26日
介護センターいちじく	伊丹市昆陽南3-8-10	有限会社いちじく	訪問介護、介護予防 訪問介護	同 年8月31日
まどか園	宍粟市一宮町福知1030-1	社会福祉法人正久福祉 会	短期入所生活介護、 訪問介護、通所介護、 介護予防短期入所生 活介護、介護予防訪 問介護	同 年3月31日



兵庫県告示第1256号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当する者を次のとおり指定した。

平成21年12月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定施術者

施術者	施術所名称	所在地	指定年月日
笠 富 健	宝龍鍼灸整骨院	伊丹市南町4-5-27	平成21年10月5日
出 口 雅 士	いちろ鍼灸整骨院	同 市稲野町3-11-5パルティータ102	同 月15日
乾 絵里子	レイス治療院	三木市吉川町鍛冶屋289	同 月1日



兵庫県告示第1257号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定施術者から名称等の変更の届出があった。

平成21年12月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名称等の変更の届出があった指定施術者

施術者及び 施術所名称	所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
あづみ接骨院	明石市二見町東二見1326-1	施術者氏名	安 積 温 子	岩 本 温 子	平成17年11月30日



兵庫県告示第1258号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成21年12月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

朝来土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	宮 本 庄 治	朝来市岩津750番地
同	森 田 弘	同 市石田81番地 1
同	澤 田 勉	同 市物部623番地 2
同	米 田 光 雄	同 市桑市359番地
同	戸 田 巖	同 市立脇309番地
同	中 島 市 藏	同 市伊由市場91番地
同	石 本 善 文	同 市伊由市場366番地
同	木 村 幸 男	同 市山内297番地
同	原 孝 好	同 市山口111番地 2
同	松 尾 隆 範	同 市立野250番地
同	大田垣 忠 義	同 市新井319番地 2
同	長谷波 茂 男	同 市八代51番地 2
同	關 静 男	同 市佐囊197番地
同	関 昭 二	同 市羽瀨151番地 1
同	杉 谷 和 明	同 市田路390番地
同	關 剛	同 市田路886番地 2
同	木 村 繁	同 市岩津169番地 1
同	瀧 口 勇	同 市羽瀨553番地 1
同	米 田 俊 雄	同 市羽瀨719番地 2
監 事	伊 藤 幸 一	同 市多々良木263番地 3
同	山 田 耕 一	同 市佐囊861番地 1
同	中 島 利 信	同 市物部1179番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	戸 田 巖	朝来市立脇309番地
同	木 村 繁	同 市岩津169番地 1
同	宮 本 庄 治	同 市岩津750番地
同	杉 谷 和 明	同 市田路390番地
同	戸 田 賢 一	同 市田路1058番地 3
同	関 昭 二	同 市羽瀨151番地 1
同	山 田 堅 一	同 市佐囊364番地 3
同	山 田 和 広	同 市佐囊668番地
同	原 孝 好	同 市山口111番地 2
同	松 尾 隆 範	同 市立野250番地
同	大田垣 忠 義	同 市新井319番地 2
同	谷 口 寛	同 市桑市398番地
同	澤 田 勉	同 市物部623番地 2
同	日 下 保 幸	同 市石田686番地
同	中 島 市 藏	同 市伊由市場91番地
同	黒 川 全 宏	同 市澤574番地 4
同	木 村 幸 男	同 市山内297番地
同	小 林 和 彦	同 市山東町滝田312番地
同	池 本 晃 市	同 市立脇664番地 9
監 事	中 島 利 信	同 市物部1179番地
同	長谷波 茂 男	同 市八代51番地 2
同	伊 藤 幸 一	同 市多々良木263番地 3



兵庫県告示第1259号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
平成21年12月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
照来土地改良区	平成21年12月10日



兵庫県告示第1260号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、次の町に係る換地計画認可申請については、適当と決定したので、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。
なお、この決定について不服がある場合には、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議の申出をすることができる。

平成21年12月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

町の名称	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
市川町	南小畑地区	平成21年12月22日から 平成22年1月13日まで	神 崎 郡 市 川 町 役 場



兵庫県告示第1261号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次の土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成21年12月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事業主体	事業名	地区名 (工区名)	地域名	工事着手 年月日	工事完了 年月日	備考 (事業内容)
砥石川土地改良事業共同施行	基盤整備促進事業（農地等高度利用促進・担い手育成型）	砥石川	三田市香下	平成16. 2. 10	平成21. 3. 25	区画整理
猪名川町	基盤整備促進事業（農地等高度利用促進・担い手育成型）	笹尾	川辺郡猪名川町笹尾	平成16. 7. 28	平成20. 8. 29	同 上
加東市	ため池等整備事業（一般） ため池整備工事	貝持池	加東市横谷	平成20.10. 1	平成21. 5. 28	
市川町	土地改良総合整備事業（団体営一般）	東川辺	神崎郡市川町東川辺	平成 3.11. 1	平成11. 3. 5	区画整理
下秋里戦共同施行	県単独小規模農地緊急整備事業	戦	佐用郡佐用町下秋里	平成17.12. 1	平成20. 3. 25	同 上
豊岡市	中山間地域総合整備事業（一般型）	竹野	豊岡市竹野町草飼、須谷、鬼神谷、下塚、森本、小城、桑野本	平成16. 1. 9	平成20. 3. 19	農道舗装、農業用排水路

同 上	基盤整備促進事業（担い手育成型）	戸島	同 市城崎町戸島	平成16. 10. 3	平成21. 1. 30	区画整理
香美町	中山間地域総合整備事業（一般型）	香住	美方郡香美町香住区森、加鹿野、大野、中野、小原、無南垣、守柄、八原、余部、藤	平成15. 10. 1	平成21. 3. 13	農業用排水路、農道舗装、区画整理
朝来市	元気な地域づくり交付金（基盤整備促進）	山東2	朝来市山東町粟鹿	平成20. 10. 7	平成21. 3. 25	農業用排水施設整備
丹波市	中山間地域総合整備事業（一般型）	青垣	丹波市青垣町東芦田、山垣、大名草	平成17. 10. 5	平成20. 3. 25	農業用排水施設、農道
同 上	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（基盤整備）	山崎	同 市山南町山崎	平成20. 8. 19	平成21. 2. 28	農業用排水路
洲本市	基盤整備促進事業	鮎原吉田	洲本市五色町鮎原吉田、鮎原葛尾	平成6. 11. 25	平成19. 3. 15	区画整理
同 上	同 上	南谷	同 市五色町鮎原南谷、鮎原三野畑	平成12. 2. 10	平成21. 1. 31	同 上
下内膳土地改良区	同 上	下内膳	同 市下内膳	平成11. 2. 15	平成20. 3. 31	区画整理、農業用排水施設整備



兵庫県告示第1262号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく次の県営土地改良事業の工事は、完了した。

平成21年12月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事業名	地区名 (工区名)	地 域 名	工事着手 年月日	工事完了 年月日	備考 (事業内容)
土地改良総合整備事業 (県営一般)	明石川沿岸	神戸市西区平野町慶明、芝崎、向井、下村、宮前、大畑、繁田、黒田、常本	平成9. 11. 4	平成15. 3. 20	農業用排水施設整備、区画整理、暗渠排水
地域開発関連基盤整備事業 (土地利用秩序形成型事業)	波豆川	三田市波豆川	平成7. 3. 30	平成17. 3. 25	区画整理
農業用河川工作物応急対策事業 (大規模)	曇川	加古川市神野町福留、加古郡稲美町中一色	平成18. 9. 27	平成20. 7. 16	頭首工
ため池等整備事業(一般) ため池整備工事(都市型) 小規模	長池	同 市上荘町小野	平成18. 9. 27	平成20. 12. 4	
ため池等整備事業(一般) ため池整備工事 小規模	琴池新池	加古郡稲美町国安	平成18. 11. 25	平成20. 12. 12	

同 上	上松皿池	三木市吉川町上松	平成19. 9. 27	平成21. 3. 23	
同 上	出水中池	加東市出水	平成19. 9. 11	平成21. 3. 23	
基幹水利施設補修事業	加古川東部	小野市、加東市、三木市	平成16. 1. 23	平成21. 3. 30	頭首工、農業 用用水路整備
ため池等整備事業(一般) ため池整備工事 小規模	尾池	神崎郡福崎町高橋	平成19. 8. 16	平成21. 3. 24	
湛水防除事業(小規模)	田鶴野東部	豊岡市赤石	平成17. 10. 3	平成21. 3. 31	排水機場
経営体育成基盤整備事業	照来	美方郡新温泉町飯野、切畑、丹 土、多子、桐岡、中辻	平成6. 6. 30	平成18. 9. 29	区画整理
ため池整備事業(一般) ため池整備工事 小規模	井根口池	篠山市今田町上小野原	平成19. 10. 1	平成21. 3. 16	
ため池整備事業(一般) ため池整備工事(都市型) 小規模	五霊池	丹波市柏原町下小倉	平成18. 9. 29	平成21. 3. 13	
経営体育成基盤整備事業	氷上北Ⅲ	同 市氷上町井中	平成19. 2. 9	平成21. 3. 25	農業用用水施 設整備、暗渠 排水、客土



兵庫県告示第1263号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年12月22日から供用を開始する。

その関係図面は、平成21年12月22日から2週間、中播磨県民局姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成21年12月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 3 1 2 号	姫路市香寺町溝口字京次981番1から 同 市香寺町溝口字京次982番6まで	旧	9.0から 11.0まで	40.0	
		新	9.0から 13.0まで	40.0	
県道 姫路環状線	姫路市東夢前台3丁目131から 同 市下手野3丁目832まで	旧	4.0から 25.0まで	289.0	
		新	5.0から 42.0まで	297.0	



兵庫県告示第1264号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり尼崎西宮芦屋港内公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成21年12月22日

尼崎西宮芦屋港港湾管理者 兵庫県
代表者 兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 しゅん功認可年月日
平成21年12月9日
- 2 認可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県
兵庫県知事 井 戸 敏 三
- 3 埋立区域の位置及び面積
尼崎市東海岸町11番、19番の1、26番、23番の1及び17番に接する県有護岸敷地先公有水面
1-1(1)工区 12,459.26平方メートル
1-2-1(1)工区 47,986.89平方メートル
2-2-1(1)工区 3,815.69平方メートル
2-2-2(1)工区 76,248.13平方メートル
2-3-1工区 17,271.33平方メートル
- 4 免許年月日及び番号
昭和62年10月16日
兵庫県指令港第18号の14
- 5 公有水面埋立法第22条第3項の規定による市町名
尼崎市



兵庫県告示第1265号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
なお、その関係図書は、平成21年12月22日から但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成21年12月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H21但豊位置 0004号	21.12.7	美方郡新温泉町二日市字町303番1	5.50	35.00

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成21年12月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 オートボックス高砂店
所在地 高砂市神爪三丁目1番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社G-7ホールディングス
 代表者の氏名 木 下 守
 住所 神戸市須磨区弥栄台三丁目1番地の6

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 代表者の氏名 住所
 株式会社オートセブン 金 田 達 三 神戸市須磨区弥栄台三丁目1番地の6
 外未定
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
 平成22年5月1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 3,450平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 (1) 駐車場の収容台数
 162台
 (2) 駐輪場の収容台数
 62台
 (3) 荷さばき施設の面積
 260平方メートル
 (4) 廃棄物等の保管施設の容量
 27.7立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社オートセブン 外未定	午前10時	午後9時30分

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前9時30分から午後10時まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数
 入口1箇所、出口1箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
 平成21年11月27日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 (1) 縦覧場所
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
 (2) 縦覧期間
 平成21年12月22日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
 (1) 提出期限
 平成22年4月23日
 (2) 提出先
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成21年12月22日

丹波県民局長 内 田 貞 雄

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 Beans Park

所在地 篠山市東吹字飛地ノ坪1827ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	代表者の氏名	住所
株式会社イエローハット	堀 江 康 生	東京都中央区日本橋馬喰町一丁目4番16号
小浦石油株式会社	小 浦 芳 生	大阪市浪速区日本橋西一丁目5番9号
ゴダイ株式会社	浦 上 晃 之	姫路市駅前町268

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	代表者の氏名	住所
株式会社イエローハット	鍵 山 幸一郎	東京都目黒区青葉台二丁目19番10号
小浦石油株式会社	小 浦 芳 生	大阪市浪速区日本橋西一丁目5番9号
ゴダイ株式会社	浦 上 晃 之	加古川市野口町野口160番地の6

イ 変更後

名称	代表者の氏名	住所
株式会社イエローハット	堀 江 康 生	東京都中央区日本橋馬喰町一丁目4番16号
小浦石油株式会社	小 浦 芳 生	大阪市浪速区日本橋西一丁目5番9号
ゴダイ株式会社	浦 上 晃 之	姫路市駅前町268

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	代表者の氏名	住所
株式会社イエローハット	鍵 山 幸一郎	東京都目黒区青葉台二丁目19番10号
小浦石油株式会社	小 浦 芳 生	大阪市浪速区日本橋西一丁目5番9号
ゴダイ株式会社	浦 上 晃 之	加古川市野口町野口160番地の6

イ 変更後

名称	代表者の氏名	住所
株式会社近畿イエローハット	中 山 修 二	大阪府吹田市南吹田三丁目4番13号
小浦石油株式会社	小 浦 芳 生	大阪市浪速区日本橋西一丁目5番9号
ゴダイ株式会社	浦 上 晃 之	姫路市駅前町268

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社イエローハット	午前10時	午後8時
小浦石油株式会社	午前10時	翌午前1時
ゴダイ株式会社	午前9時	午後9時

イ 変更後

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻

意見書提出者名	意見の概要
西宮市	来退店車両の経路については、交通処理検討報告書のとおり国道43号及び湾岸道路に誘導することとし、西宮市内の臨港線や甲子園葭原線への流出を極力避けた計画とすること。

4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神南県民局西宮土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成22年12月22日から1月間

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第362号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成21年12月22日

兵庫県公安委員会

委員長 下村 俊子

1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「施設警備業務」という。）

(2) 実施日

ア 新規取得講習

平成22年2月1日（月）から同月9日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の7日間

イ 追加取得講習

平成22年2月4日（木）から同月9日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の4日間

(3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

(4) 修了考査の実施

新規取得講習、追加取得講習ともに、2月9日（火）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。

2 受講定員

新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で80人とする。

3 受講対象者

受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

(1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に施設警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）の合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（施設警備業務に係るもの

- に限る。以下「旧1級検定」という。)の合格証の交付を受けている者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(施設警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの
- (2) 追加取得講習
- 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(施設警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するもの
- ア 最近5年間に施設警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者
- イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者
- ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの
- エ 旧1級検定に係る合格証の交付を受けている者
- オ 旧2級検定に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの
- 4 受付期間
- 新規取得講習及び追加取得講習ともに平成22年1月5日(火)から同月15日(金)までの間(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時00分から午後5時30分まで)
- 5 申込先
- 兵庫県内の各警察署の生活安全課(生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。)
- 6 申込時の提出書類
- (1) 新規取得講習を受講しようとする者
- ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通
- イ 次に掲げるいずれかの書面
- (イ) 前記3の(1)のアに該当する者については、施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
- (ロ) 前記3の(1)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し
- (ハ) 前記3の(1)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
- (ニ) 前記3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し
- (ホ) 前記3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
- (2) 追加取得講習を受講しようとする者
- ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通
- イ 指導教育責任者資格者証等の写し
- ウ 次に掲げるいずれかの書面
- (イ) 前記3の(2)のアに該当する者については、施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
- (ロ) 前記3の(2)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し
- (ハ) 前記3の(2)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
- (ニ) 前記3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し
- (ホ) 前記3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
- 7 受講手数料
- 新規取得講習は47,000円、追加取得講習は23,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。
- 8 受講日の携行品
- 筆記用具、印鑑及び参考書(警備業法令集等)
- 9 その他

- (1) 受講者の確定は先着順とし、受講定員に達した時点で申込みを締め切る。
 - (2) 申込みは、受講しようとする本人が行うものとする。
 - (3) 郵送による申込みは、受け付けない。
 - (4) 受講者は、自己の本籍及び氏名は住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りがないようにすること。
 - (5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。
 - (6) 警備員指導教育責任者講習受講申込書については、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び社団法人兵庫県警備業協会において配布する。
- 10 講習委託先
神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階
社団法人兵庫県警備業協会
- 11 問い合わせ先
- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
 - (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話 (078) 341-7441 内線 3046
 - (3) 社団法人兵庫県警備業協会
電話 (078) 252-0166